

内閣参質二一三第一〇三号

令和六年四月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聰君提出NHKが「警視庁によりますと」という記載で書類送検された男性を報道した事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出ＮＨＫが「警視庁によりますと」という記載で書類送検された男性を報道した事に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道も含め、報道機関各社は、取材活動に基づいて得た様々な情報を、各社の判断において記事にしているものと承知しているところ、日本放送協会の個別具体的な取材活動の内容等について、政府として把握する立場にないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「警視庁等の捜査機関の判断で、ＮＨＫの記事にあるような書類送致の事実や書類送致された男性の供述内容をマスメディアに伝える事実」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねは、個別の事件における捜査機関の報道機関への対応に関するものであるところ、その内容は捜査の内容に関する事柄であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三について

前段のお尋ねについては、捜査機関において必要と認める場合には、適切に対応するものと承知してい

る。

後段のお尋ねについては、個別具体的な状況に即して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。